

表B3-5-6 中小企業会館事業収支計算書

(単位：円)

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 特定資産運用収入	4,868,466	149,345	342,314
建物補修等積立資産利息収入			
特定資産運用収入計	4,868,466	149,345	342,314
(2) 事業収入			
中小企業会館事業収入	236,227,711	218,797,396	213,993,329
事業収入計	236,227,711	218,797,396	213,993,329
(3) 雑収入			
雑収入	0	0	0
雑収入計	0	0	0
事業活動収入計	241,096,177	0	214,335,643
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
事業費支出	0	0	0
会議費支出	983,221	841,919	1,176,601
消耗品費支出	493,776	1,278,130	1,232,262
修繕費支出	42,352	42,666	38,434
旅費交通費支出	379,894	504,104	451,355
通信運搬費支出	143,264	124,738	141,894
支払手数料支出	690,499	608,819	612,078
保険料支出	250,460	497,920	5,250
役員費支出	239,760	0	0
広告宣伝費支出	0	0	178,200
什器備品費支出	0	0	0
助成金支出	1,200,000	1,200,000	1,200,000
光熱水料費支出	18,164,231	19,476,410	20,735,276
使用料及び賃借料支出	454,932	471,152	321,770
報償費支出	1,296,000	972,000	1,296,000
租税公課支出	37,941,772	35,732,421	37,813,637
研修費支出	13,500	0	0
会費支出	30,000	18,000	30,000
委託費支出	52,984,194	62,472,711	52,441,233

工事請負費支出	0	244,080	8,964,000
事業費支出計	115,307,855	124,485,070	126,637,990
管理費支出			
役員報酬支出	6,747,348	6,487,349	6,672,360
給料手当支出	13,414,876	13,812,690	12,159,004
福利厚生費支出	3,121,729	3,139,331	2,919,559
管理費支出計	23,283,953	23,439,370	21,750,923
事業費支出計	138,591,808	147,924,440	148,388,913
事業活動収支差額	138,591,808	147,924,440	148,388,913
1. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入			
預り保証金返済積立資産取崩収入	3,167,100	1,850,160	3,065,200
預り敷金返済積立資産取崩収入	8,815,074	0	455,748
特定資産取崩収入計	11,982,174	1,850,160	3,520,948
(2) 預り保証金・敷金収入			
預り敷金収入(会館)	0	0	292,092
投資活動収入計	11,982,174	1,850,160	3,813,040
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	1,580,630	560,000	455,000
建物補修等積立資産取得支出	100,923,739	70,462,301	65,491,730
預り敷金返済積立資産取得支出	0	0	292,092
特定資産取得支出計	102,504,369	71,022,301	66,238,822
(2) 預り保証金敷金返済支出			
出			
預り保証金返済支出	3,167,100	1,850,160	3,065,200
預り敷金返済支出	8,815,074	0	455,748
預り保証金敷金返済支出計	11,982,174	1,850,160	3,520,948
投資活動収支差額	▲102,504,369	▲71,022,301	▲65,946,730

III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV. 予備費支出			
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	21,374,755	21,374,755	21,374,755
次期繰越収支差額	21,374,755	21,374,755	21,374,755

(中小企業振興公社「平成30年度 事業報告書」より監査人が作成)

建物補修等積立資産について、認定法第5条第9号に規定する「遊休財産」を算定するに当たり、遊休財産から除外される資産取得資金(同法施行規則第22条第3項第2号に規定する特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金(当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。))として取り扱われている。

内閣府公益認定等委員会が公表している「公益認定等の運用について(公益認定等ガイドライン)」においては、資産取得資金について、資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること及び取得又は改良の対象とする時期が具体的なものであることを要するとしているが、中小企業振興公社においては、現在のところ、将来実施すべき中小企業会館の改修、修繕の明確な計画が策定されていない。建物補修等積立資産の各事業年度の積立額は、上記のとおり、中小企業会館事業の収支計算書の当期収支差額が零となるように算定されており、将来の改修、修繕の計画に基づいて算定されたものとはなっていない。建物補修等積立資産については、今後の中小企業会館の在り方について速やかに検討に着手し、それと合わせて、対応策を検討すべきである。

また、中小企業会館事業については、認定法に規定する公益目的事業として認定を受けており、公益認定申請書においては、当該事業から得られた収益は、館内に設けたPRコーナーを活用した入居企業のPRをはじめ、中小企業支援のための各種事業に充てるとしているが、平成28年度から平成30年度までの3事業年度においては、当該事業から得られた利益(当期収支差額)については、建物補修等積立資産の原資となっており、公益認定申請書に記載された対応がされていない。

(指摘3-1-3) 建物補修等積立資産に関する修繕計画の策定について

建物補修等積立資産について、資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること及び取得又は改良の対象とその時期が具体的なものであることを要するとしているが、中小企業振興公社においては、現在のところ、将来実施すべき中小企業会館の改修、修繕の明確な計画が策定されていない。建物補修等積立資産の各事業年度の積立額は、中小企業会館事業の収支計算書の当期収支差額が零となるように算定されており、将来の改修、修繕の計画に基づいて算定されたものとはなっていない。建物補修等積立資産については、今後の中小企業会館の在り方について速やかに検討に着手し、それと合わせて、対応策を検討すべきである。

また、中小企業会館事業については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益目的事業として認定を受けており、公益認定申請書においては、当該事業から得られた収益は、館内に設けたPRコーナーを活用した入居企業のPRをはじめ、中小企業支援のための各種事業に充てるとしているが、平成28年度から平成30年度までの3事業年度においては、当該事業から得られた利益(当期収支差額)については、建物補修等積立資産の原資となっていないことから、行政庁に提出する年次報告書に記載されたい。

6. 中小企業振興公社のガバナンスについて

(1) 評議員会及び理事会の開催及び決議方法について

中小企業振興公社の平成30年度における評議員会及び理事会の開催日及び議題は、表B3-6-1及び表B3-6-2のとおりである。

表B3-6-1 評議員会の開催状況

回	開催日	議決事項・報告事項	備考
第1回 臨時評議員会	平成30年 6月1日	(議決事項) 議案第1号 評議員1名の選任に関する件 議案第2号 理事2名の選任に関する件 議案第3号 監事1名の選任に関する件	決議の省略
定時評議員会	平成30年 6月28日	(議決事項) 議案第1号 評議員1名の選任に関する件 議案第2号 平成29年度決算に関する件 議案第3号 理事1名の選任に関する件 (報告事項) 報告事項1 平成29年度事業報告について 報告事項2 経営改革プランについて 報告事項3 産業貿易センター浜松町館指定管理について	決議の省略
第2回 臨時評議員会	平成30年 9月10日	(議決事項) 議案第1号 評議員1名の選任に関する件 (中小企業振興公社「平成30年度 事業報告書」より監査人が作成)	決議の省略

表B3-6-2 理事会の開催状況

回	開催日	議決事項・報告事項	備考
第1回 臨時理事会	平成30年 5月25日	(議決事項) 議案第1号 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について	決議の省略
第1回 定時理事会	平成30年 6月13日	(議決事項) 議案第1号 平成29年度事業報告及び決算に関する件 議案第2号 平成30年度収支予算の補正に関する件	

議案第3号 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項に関する件 (報告事項) 報告事項1 理事長及び専務理事の職務執行状況報告について	平成30年 6月18日	(議決事項) 議案第1号 定時評議員会の目的である事項の追加及び評議員候補者の決定に関する件	決議の省略
議案第1号 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について	平成30年 8月24日	(議決事項) 議案第1号 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について	決議の省略
議案第1号 職員就業規程の改正に関する件 議案第2号 職員給与規程の改正に関する件	平成30年 12月10日	(議決事項) 議案第1号 職員就業規程の改正に関する件 議案第2号 職員給与規程の改正に関する件	決議の省略
議案第1号 平成30年度事業計画の変更及び収支予算の補正に関する件	平成31年 1月11日	(議決事項) 議案第1号 平成30年度事業計画の変更及び収支予算の補正に関する件	決議の省略
議案第2号 平成31年度事業計画及び収支予算に関する件 議案第3号 業務処理規程の改正に関する件 議案第4号 職員就業規程の改正に関する件 議案第5号 内部統制体制の整備に関する件 議案第6号 常勤の理事の報酬額の決定に関する件	平成31年 3月27日	(議決事項) 議案第1号 平成30年度収支予算の補正に関する件 議案第2号 平成31年度事業計画及び収支予算に関する件 議案第3号 業務処理規程の改正に関する件 議案第4号 職員就業規程の改正に関する件 議案第5号 内部統制体制の整備に関する件 議案第6号 常勤の理事の報酬額の決定に関する件	決議の省略
議案第7号 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定に関する件 追加議案 事務局長の任免に関する件 (報告事項) 報告事項1 理事長及び専務理事の職務執行状況について		(報告事項) 報告事項1 理事長及び専務理事の職務執行状況について	

(中小企業振興公社「平成30年度 事業報告書」より監査人が作成)

上記のとおり、評議員会及び理事会について、臨時評議員会及び臨時理事会の全てについて、会議体としての会議は開催されず、いわゆる持ち回りにより決議がされている。その決議方法については、定款第 36 条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。」と規定している。一般法第 96 条は、理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を、定款で定めることができる」と規定しており、臨時理事会の決議方法が、法令及び定款に違反していることはない。

また、一般法第 194 条においては、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。以下同じ。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなすとしており、臨時評議員会の決議方法についても、法令及び定款に違反していることはない。

しかし、臨時理事会の決議事項の中には、事業計画の変更及び収支予算の補正に関する件等、法人の重要事項の審議内容が含まれており、それらが全て決議省略の取扱いとなつていることは、法人ガバナンスの観点から疑問である。

また、評議員会は、一般法及び定款第 16 条において、次の事項について専決決議する、公益財団法人における最高意思決定機関である。

- ① 評議員の選任又は解任
- ② 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認

⑧ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
臨時評議員会において、評議員の選任、監事の選任議案が審議されているが、これは法人の最高議決機関の構成員等の決定という重要事項の審議である。評議員等の選任にかかわる関係団体の人事異動の時期は様々であり、任期満了前の辞任もあることから、評議員選定の都度、評議員会を開催することは、機動的かつ柔軟な法人運営を阻害するという事情は理解するものの、決議の省略による議決方法については、抑制的に用いるべきである。

（意見 3-1-3）評議員会及び理事会の開催及び決議方法について
中小企業振興公社の平成 30 年度の臨時評議員会及び臨時理事会については、その全てにおいて、決議の省略（持ち回り審議）の取扱いとなっている。

しかし、臨時理事会の決議事項の中には、事業計画の変更及び収支予算の補正に関する件等、法人の重要事項の審議内容が含まれており、それらが全て決議省略の取扱いとなつていることは、法人ガバナンスの観点から疑問であることから、原則として理事会を開催されたい。

臨時評議員会においては、評議員の選任、監事の選任議案が審議されているが、これは法人の最高議決機関の構成員等の決定という重要事項の審議である。評議員等の選任にかかわる関係団体の人事異動の時期は様々であり、任期満了前の辞任もあることから、評議員選定の都度、評議員会を開催することは、機動的かつ柔軟な法人運営を阻害するという事情は理解するものの、決議の省略による議決方法については、抑制的に用いるべきであり、今後の運用方法について検討されたい。

(2) 監事監査の実効性について

中小企業振興公社の監事の 1 名は、従来から、産業労働局産業企画担当部長が就任することとなっている。平成 30 年 3 月 31 日現在の当該監事は、同担当部長の人事異動に伴い、平成 30 年 6 月 1 日開催の臨時評議員会の決議に基づき、後任の担当部長が選任され、現在の監事に変更となっているが、新任監事が、同年 6 月 4 日付けで、理事長あての監事監査報告書を提出している。

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する義務があり、そのために、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をする権限を有する。監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款

に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する義務を有するものである。
 産業労働局と中小企業振興公社との関係から、監事に産業労働局産業企画担当部長が就任する理由については理解できるが、後任の監事がその職責と責任のもとに監査報告を行うに当たり、十分な監査期間を確保できる選任時期となるよう、評議員会決議の時期に関する配慮が必要である。

(意見 3-14) 監事監査の実効性について

中小企業振興公社の監事の1名は、従来から、産業労働局産業企画担当部長が就任することとなっている。平成30年3月31日現在の当該監事は、同担当部長の人事異動に伴い、平成30年6月1日開催の臨時評議員会の決議に基づき、後任の担当部長が選任され、現在の監事に変更となっているが、新任監事が、同年6月4日付けで、理事長あての監事監査報告書を提出している。

産業労働局と中小企業振興公社との関係から、監事に産業労働局産業企画担当部長が就任する理由については理解できるが、後任の監事がその職責と責任のもとに監査報告を行うに当たり、十分な監査期間を確保できる選任時期となるよう、評議員会決議の時期に関して配慮されたい。

(3) 情報セキュリティの強化について

中小企業振興公社では、毎年度、情報セキュリティ対策の向上に資することを目的として、情報セキュリティ内部監査を実施している。具体的には、情報セキュリティ対策の実施状況について、情報セキュリティ関連基準等に準拠して適切に業務が遂行されているかを評価し、問題点があれば指摘するとともに、改善に向けての検討、助言を行っている。

平成30年度に実施された情報セキュリティ内部監査報告書を閲覧したところ、監査手続、監査結果の概要は、表B3-6-3及び表B3-6-4のとおりであった。

表B3-6-3 情報セキュリティ内部監査の監査手続

ア 監査技法	自己点検結果の閲覧（レビュー）を行う。問題がある可能性が見された場合は、該当部署にヒアリングを行う。
イ 監査手続の順序	
①指摘事項の検出	個人自己点検と部署自己点検の点検結果から、情報セキュリティ関連規程が遵守されているかを確認する。指摘すべき事項があれば検出する。

A 個人自己点検	点検結果から重要事項について不適切な回答をした回答者を抽出して、原因と対策を検討した後、監査人若しくは監査補助者がコメントを付与する。
B 部署自己点検	点検結果のコメントについて、指摘すべき事項が見つかった場合は原因と対策を検討した後、監査人若しくは監査補助者がコメントを付与する。
②各課へのフイードバック	指摘事項を課ごとに内容をまとめ、各課の情報セキュリティ責任者（課長級職員）にフイードバックする。フイードバック後、30日以内に課内で必要な処置が取られたかを確認する。

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表B3-6-4 情報セキュリティ内部監査の結果（個人自己点検、部署自己点検）

No.	点検内容	指摘件数	前期指摘件数
1	実施手順書に定められた方法で業務処理を行いましたか	7件	9件
2	情報セキュリティ上の問題を起こした際は、初動マニュアル等、定められたルールに従い報告をしましたか	1件	1件
3	重要な書類やCDなどを廃棄する場合は、シュレッダーにかけるなど、適切な処分をしていますか	2件	2件
4	パスワードを他人が見えるような場所に貼らないなどのように、他人にわからないように管理していますか	1件	4件
5	外部へメールを送信する際は、ダブルチェックを徹底していますか	24件	26件
6	不信なメールの添付ファイル、本文中のリンクには注意を払い、適切に処理しましたか	1件	3件

No.	点検内容	指摘件数	指摘内容
1	実施手順書等、部署内規則への準拠	2件	実施手順書の更新・追加・周知が不十分
2	共有フォルダ（公社文書）管理について	4件	不要ファイルの削除が不十分
3	部署内の周知・徹底活動について	3件	10の基本ルール、実施手順書の周知が不十分

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

情報セキュリティ内外部監査の結果は、各課へフォローアップし、各課で実施した対応内容を提出させ、適切に対応されたかを確認しているものの、指摘件数は一定程度発生している。

(意見 3-15) 情報セキュリティの強化について

中小企業振興公社では、毎年度、情報セキュリティ対策の向上に資することを目的として、情報セキュリティ内外部監査を実施している。情報セキュリティ内外部監査の結果は、各課へフォローアップし、各課で対応した内容を提出させ、適切に対応されたかを確認している。

平成 30 年度の指摘件数は、平成 29 年度より減少しているものの、一定数、発生している。特に、委嘱者や非常勤嘱託職員に対する指摘が多いことであるが、セキュリティ事故が発生した場合には、中小企業振興公社の責任となることから、より実効性のある研修やマニュアル配布など、対策を講じられたい。

(4) 基金に関する開示について

中小企業振興公社が都から委託を受けて実施している中小企業支援事業のうち、助成金事業については、都が中小企業振興公社に資金を出えんし、中小企業振興公社は、当該資金を「基金」として受け入れ、管理している。平成 31 年 3 月 31 日現在の基金は、表 B3-6-5 のとおりである。

表 B3-6-5 中小企業振興公社における基金 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

科目	残高
技術革新基金資産	976,750
ものづくり企業グループ高度化支援基金資産	68,056
商店街起業支援基金資産	4,020
先進的防災技術実用化支援基金資産	634,718
次世代創出基金資産	3,012,475
成長産業分野海外展開支援基金資産	63,629
創業活性化特別支援基金資産	9,022,312
ASEAN 展開サポート事業基金資産	78,045
中小企業世界発信プロジェクト基金資産	615,323
新経営力強化基金資産	1,668,548
中小企業新サービス創出基金資産	627,019
医療機器産業参入促進基金資産	1,419,202

(単位：千円)

地域の魅力創出基金資産	725,351
商店街起業承継基金資産	257,719
危機管理対策促進基金資産	319,715
革新的事業展開設備投資支援基金資産	7,763,588
市場開拓助成基金資産	164,568
サービス産業データ活用促進支援基金資産	20,000
合計	27,441,040

(中小企業振興公社「平成 30 年度 事業報告書」より監査人が作成)

中小企業振興公社は、基金を流動資産として会計処理するとともに、資金は都からの預り金であり、中小企業振興公社は中小企業に資金を助成する責務があることを示すために、基金と同額を流動負債たる見返負債として計上している。中小企業振興公社は、決算期後 1 年以内に基金を中小企業に助成する事業計画であるために、見返負債を流動負債に計上し、それとの対応で「基金」についても「流動資産」に計上しているが、公益法人会計基準の運用指針においては、特定の目的のために積み立てている資産については、固定資産の部の特定資産として開示することが示されている。また、基金は、助成事業のみに使途が限定されていることから、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲からは除外されており、「基金」も含めた流動資産に計上されている現金及び預金と、キャッシュ・フロー計算書の資金の金額が大きく乖離しており、財務諸表の利用者から見た資金の流動性の判断に誤解を生じさせるおそれがある。

また、「基金」を固定資産たる特定資産として開示することにより、財務諸表の利用者に対して以下の情報を提供することになり、財務内容の明瞭開示にもつながると考えられる。

- ① 財務諸表に対する注記における「基本財産及び特定資産の増減」及び「基本財産及び特定資産の財源」に基金の増減及び財源が開示されることとなるため、財務諸表の利用者に「基金」の受入れ及び助成実績を明瞭に示すことになる。
- ② キャッシュ・フロー計算書において、基金の増減が、投資活動のキャッシュ・フローに総額で開示されるために、「基金」の受入れ及び助成実績を明瞭に示すことになる。

「基金」の開示について、流動負債として処理された見返負債との対応を重視して流動資産に計上するという考え方は、全く否定するものではないが、見返負債が全て 1 年以内に解消されるとは限らないことから、見返負債を固定負債に、

「基金」を固定資産たる特定資産として処理することを、上記理由に基づき検討すべきである。

(意見 3-16) 基金に関する開示について
中小企業振興公社は、「基金」を流動資産として会計処理するとともに、同額を流動負債たる見返負債として計上している。

公益法人会計基準の運用指針においては、特定の目的のために積み立てている資産については、固定資産の部の特定資産として開示することが示されている。また、基金は、助成事業のみに使途が限定されていることから、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲からは除外されており、「基金」も含めた流動資産に計上されている現金及び預金と、キャッシュ・フロー計算書の資金の金額が大きく乖離しており、財務諸表の利用者から見た資金の流動性の判断に誤解を生じさせるおそれがある。

また、「基金」を固定資産たる特定資産として開示することにより、財務諸表の利用者に対して以下の情報を提供することになり、財務内容の明瞭開示にもつながらと考えられる。

① 財務諸表に対する注記における「基本財産及び特定資産の増減」及び「基本財産及び特定資産の財源」に基金の増減及び財源が開示されることとなるため、財務諸表の利用者に「基金」の受入れ及び助成実績を明瞭に示すことになる。

② キャッシュ・フロー計算書において、基金の増減が、投資活動のキャッシュ・フローに総額で開示されるために、「基金」の受入れ及び助成実績を明瞭に示すことになる。

「基金」の開示について、流動負債として処理された見返負債との対応を重視して流動資産に計上するという考え方は、全く否定するものではないが、見返負債がすべて1年以内に解消されるとは限らないことから、見返負債を固定負債に、「基金」を固定資産たる特定資産として処理することについて、上記理由に基づいて検討されたい。

(5) 中小企業会館事業の損益の適正な算定について

中小企業振興公社は、事業別の損益計算書(正味財産増減計算書)を作成して、経営管理の資料として活用している。そのうち、中小企業会館事業の平成28年度から平成30年度までの損益計算書(正味財産増減計算書)は、表B3-6-6のとおりである。

表B3-6-6 中小企業会館事業の損益計算書(正味財産増減計算書)

(単位:円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,868,466	149,345	342,314
事業収益	236,227,711	218,797,396	213,993,329
計	241,096,177	218,946,741	214,335,643
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	6,747,348	6,487,349	6,672,360
給料手当	13,414,876	13,812,690	12,159,004
福利厚生費	3,121,729	3,139,331	2,919,559
減価償却費	5,541,034	5,097,532	4,831,876
消耗品費	983,221	841,919	1,176,601
修繕費	493,776	1,278,130	1,232,262
支払助成金	1,200,000	1,200,000	1,200,000
光熱水料費	18,164,231	19,476,410	20,735,276
報償費	1,296,000	-	1,296,000
租税公課	37,941,772	35,732,421	37,813,637
委託費	52,984,194	62,472,711	52,441,233
工事費	-	244,080	8,964,000
その他	3,825,291	3,799,399	2,233,981
計	145,713,472	153,581,972	153,675,789
当期経常増減額	95,382,705	65,364,769	60,659,854

(中小企業振興公社「平成30年度 事業報告書」より監査人が作成)

中小企業会館事業における損益計算書（正味財産増減計算書）の経常費用のうち、役員報酬について、専務理事の報酬の約2分の1を当該事業に配賦しているが、その根拠が明確にされていない。平成30年度において、専務理事の報酬の総額については、その約2分の1の6,672,360円を中小企業会館事業に、約2分の1の5,784,936円を公社管理運営業務事業に配賦しており、その他の事業には配賦されておらず、その配賦基準が客観的に合理的であるか疑問である。当該事業から得られた利益が適切に使用されることが、公益目的事業としての認定のための要件とした場合には、その利益が適切に算定されたものであることが必要であり、その観点からも、現状の費用の配賦基準が妥当であるかどうかについて、見直しが必要である。

(意見3-17) 中小企業会館事業の損益の適正な算定について

中小企業会館事業は、不動産賃貸借事業であり、法人税法第2条第13項の収益事業に該当するが、中小企業団体の相互連携と中小企業の活動を支援し、もって中小企業の事業の活性化、地域社会の振興に資することを目的として位置付けられ、また、当該事業から得られた収益は、館内に設けられたPRコーナーを活用した入居企業等のPRをはじめ、中小企業支援のための各種自主事業に充当するとして、公益目的事業として認定を受けている。

中小企業会館事業における損益計算書（正味財産増減計算書）の経常費用のうち、役員報酬について、専務理事の報酬の約2分の1を当該事業に配賦しているが、その根拠が明確にされていない。専務理事の報酬の総額については、その約2分の1の6,672,360円を中小企業会館事業に、約2分の1の5,784,936円を公社管理運営業務事業に配賦しており、その他の事業には配賦されておらず、その配賦基準が客観的に合理的であるか疑問である。当該事業から得られた利益が適切に使用されることが、公益目的事業としての認定のための要件とした場合には、その利益を適切に算定することが必要であり、その観点からも、現状の費用の配賦基準が妥当であるかどうかについて見直しが必要である。

公益目的事業は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条の規定により、収支相償であることが求められている。不適切な費用の配賦により、当該事業の利益が過少に表示されている場合には、収支相償の規定を念頭においての対応との疑念を持たれるおそれもある。また、費用の適正な配賦がなされて初めて、各事業の損益計算が適正になされ、事業ごとの損益計算の数値が経営管理に使用できる。

上記の観点から、役員報酬のみならず経費の事業別損益への配賦が、合理的な配賦基準に基づいて行われているかどうかについて見直されたい。

IV 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

1. 機器の利用状況の把握について

都産技研では、都内中小企業等のために、中小企業では導入が困難な各種試験機器を用意し、貸出しを行っている。

平成28年度から平成30年度における、機器利用及び依頼試験のための機器等購入額は、表B4-1-1のとおりである。

表 B4-1-1 機器利用及び依頼試験のための機器購入額

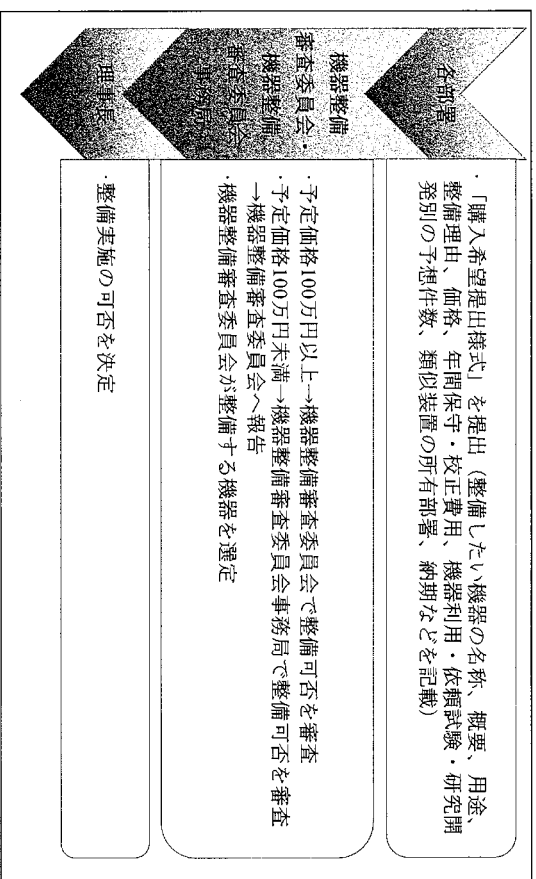
機器購入額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
機器利用	107,519	293,075	92,531
依頼試験	185,268	115,257	68,223

(単位：千円)

(都産技研作成資料より監査人が作成)

毎年度、1～4億円の機器を購入していることが分かる。ここで、都産技研における機器整備の流れは、図B4-1-1のとおりである。

図 B4-1-1 機器整備の流れ



(都産技研作成資料より監査人が作成)

